

裁 決 書



審査請求人



処 分 庁 宜野湾市福祉事務所長

審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。) が令和2年10月1日付けで提起した処分庁 宜野湾市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護変更決定処分 (令和2年7月29日付け宜福生第1号。以下「本件第1処分」という。) 及び同年12月12日付けで提起した処分庁による生活保護費返還決定処分 (令和2年11月19日付け宜福生第8号。以下「本件第2処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件第1処分及び本件第2処分をいずれも取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分に、違法又は不当な点はないかについて

(1) 援助金（34万円）について

ア 援助金を収入と認定するまでの背景

処分庁は、請求人から、姉、妹、息子からの援助を受けた34万円で車両を購入したとの報告を受けて、車両の処分指導を行い、請求人はこれに応じている。

援助金34万円は車両購入目的での援助であったため、請求人は、令和2年7月20日頃に、それぞれ返金したとしている（審査請求書②別添「審査請求の理由」、請求人提出物件①「返金証明書」）。

処分庁が本件第1処分を実施したのは、その後の令和2年7月29日、本件第2処分は令和2年11月19日であり、請求人の手元にはない援助金について収入認定し、その一部を生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還請求したこととなる。

イ 返却した援助金を収入と認定する根拠

処分庁は、「社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定することとある。」「本件については、保護基準において収入として認定としないものの事由のいずれにも該当せず、すでに返金されたという事情があっても、変わるものではない。」「事前のキャンセルではなく、あくまで指導による売却と同等に考えている。」「実際に使用した援助金を後日返金した場合には収入認定を取り消すといった根拠法令はない。」「これを認めてしまえば、生活保護の適切な運営が行えなくなると考える。」としている（処分庁への質問に対する回答1の(1)）

ウ 返却した援助金を収入として認定することは適当か

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第3は、容認するに適しない資産は、「最低限度の生活の維持のために活用させる」こととしている。

請求人の姉妹と息子からの援助金34万円は、生活費としての援助ではなく、車両購入に限定された援助とみなせる。

援助金を受けた時点では、請求人は生活費として自由に使えないことから、最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加したとは言えず、車両を購入した時点で初めて資力を得たものとみなすことができる。

本件においては、車両購入の目的が達せられなかったことから、車両購入のキャンセルにより請求人が得た金額は、援助者に返金されている。援助金の目的が車両購入に限定されているのであれば、援助者との信頼関係上、当該金銭は、当然のように請求人の生活費等に充てられるものではないことから、請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加したとは言えない。

このことから、請求人が姉妹及び息子から受けた援助金34万円は、請求人が活用できる資力であったとみなすことはできず、法第63条が「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に保護費を返還するとの規定であることから、援助金34万円は、同条に規定する返還の対象になるとは言えない。

(2) 請求人の支払った手数料（86,000円）について

請求人は、一旦購入した車両を返却しているが、その際、手数料として86,000円を車両を購入した販売店へ支払っている（請求人からの提出物件2）。

その内訳は、車検諸費用及び車検整備点検（18,000円）、車検テスター料金（2,000円）、エンドックス防錆費用（35,000円）、移転登録・名義変更手数料（6,000円）、消費税（6,100円）、諸費用（19,460円）、調整額（-560円）であり（審査請求書別添7）、車両引き渡し前に既に発生した整備費用と考えられる。

処分庁は、請求人が支払った手数料（86,000円）について収入と認定している。処分庁では、「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて」（令和2年5月1日社援保発0501第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1の(1)において、特別定額給付金は収入として認定しないこととされているものの、同通知の2において「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としていることを、収入認定の根拠としている。

処分庁が車両の保有及び運転は認められていないと請求人に対し指導している状況（弁明書別添2乃至4）があることから、それを無視する形で行われた車両購入は、「保有の認められない物品の購入」に該当すると考えられる。

手数料（86,000円）については、車両返却に伴う返金ではないことから、費消されたものとみなせる。「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1の(1)において、法第63条に基づく費用返還は全額を返還対象としていること、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものについては法第63条に基づく費用返還から控除できるものの、保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額は、自立更生の範囲に含まれないとされていることから、費消されていたとしても、車両購入のために充てた金銭は返還の対象となると解される。

なお、処分庁の回答（処分庁への質問に対する回答の1の(1)）にあるように、本件を車両購入のキャンセルではなく、一旦購入した車両を売却したとみなせば、440,000円から86,000円を差し引いた354,000円が売却により得た額であり、上記(1)により、うち340,000円を資力として認めないとすれば、請求人が得た資力は14,000円となるが、審査請求書（本件第1処分）に「車をキャンセルしました。」との記載があることや、領収書（請求人提出物件2）に「7/15日分中古車返却」と記載されていることから、車両はキャンセルとしたものであり、86,000円は車両購入により生じた手数料として扱うことが適当であると考えられる。

(3) 本件第1処分と本件第2処分との内訳について

処分庁は、車両購入費に充てた440,000円の全額を収入として認定しているが、既に保護費支給した分のみしか法第63条の対象とならないため、特別定額給付金の収入があった6月の保護費（112,061円）と、7月の保護費（109,985円）の合計額（222,046円）のみを法第63条に基づき保護費返還決定処分（本件第2処分）を行い、残金（217,954円）については、令和2年8月から令和3年1月までの6分割で認定する（本件第1処分）としているが、上記(1)及び(2)により、収入認定額を440,000円とすることは適当ではないことから、本件第1処分及び本件第2処分いずれも適正な金額ではない。

(4) 適正な処分金額について

処分庁においては、請求人が姉妹と息子に援助金を返金したことや、キャンセルにより発生した金額についてケース記録等に記載がなく、審査請求において確認できる資料が添付されていなかったことから、審理員より請求人に対して物件提出依頼（令和2年11月12日付け）したところ、請求人より姉妹及び息子への返金証明書（計340,000円）、中古車返却に伴い発生した86,000円についての領収書の写しの提出があった。返金証明書には、「ハワイ帰路（10/18）」として、押印がない姉妹の返金50,000円も含まれていることから、処分金額を再確定する場合には、処分庁により事実確認をする必要があると考えられる。

(5) 車両の保有について

本件については、車両を「保有の認められない物品の購入」としての扱いにより行われているが、請求人からは生活において車両が必要で保有を認めてほしいとの要望がある。

請求人の車両保有については、処分庁では令和2年1月27日及び同年3月27日にケース診断会議により車両の保有を認めることができないのかの検討を行っており（弁明書別添3）、介護サービスにてショートステイの送迎を組むことが可能との判断から、車両保有を認めていない。

これは「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の第3の問12で掲げている自動車保有の条件のうち、1の(2)にある「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり」に非該当ということで、保有を認めていない。この判断は処分庁が調査・確認した結果によるものであり、直ちに不当であるとは言えない。

車両保有が認められていないことは請求人も認識しているが、請求人からは、車両がないと仕事もできないため仕事を退職した（弁明書別添2の5頁（令和2年7月13日記録））との発言があり、今後、自立更生に必要と見込まれると判断される可能性もあるが、処分時点においては、保有を認めていない状況であったことから、「保有の認められない物品の購入」として扱ったことに不当な点はないと考えられる。

(6) まとめ

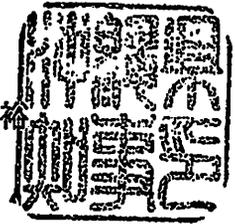
以上のとおり、本件第1処分及び本件第2処分について、処分庁が行った請求人に対する収入認定額440,000円に含まれる親族からの援助金については、車両購入に限定された援助金であることから、購入後の車両を資産とみなすべきである。

車両購入に限定された援助金について、請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産を増加させたとはみなせず、これを収入として認定して行われた処分は不当と認められる。

3 結論

以上のとおり、本件第1処分及び本件第2処分に係る審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月1日
審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宜野湾市を被告（訴訟において宜野湾市を代表する者は宜野湾市長となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄市を被告（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。